



6)文化財

【現況と課題】

本市は古代吉備文化の中心の地であり、鬼ノ城をはじめ、歴史的文化遺産・文化財の宝庫です。これらは、先人たちが私たちに残してくれた貴重な財産であるとともに、本市の個性を形づくるものであり、積極的に保護・保存し、後世に永く伝えていくことが貴務です。

本市では、これまで、遺跡・古墳等の分布調査や発掘調査、遺跡の公有化や史料の整理保管、展示に努めてきました。また、公民館や地域での歴史講座への職員の派遣や現地説明会の実施などの広報活動にも努め、その結果、本市の歴史的文化遺産・文化財に対する関心は高まっています。

今後とも、その豊かな歴史的文化遺産・文化財と伝統文化の保護・保存とともに、積極的な活用を図っていくことにより、古代吉備文化を生かしたまちづくりを進めることができます。

さらに、本市の玄関口でもある吉備路風土記の丘一帯の景観保全や福山や鬼城山一帯の環境整備を計画的に行う必要があります。

また、古代吉備文化を発信する拠点として新県立博物館の誘致を、平成12年に発足した県立博物館を誘致する会を中心に進めており、今後も、その誘致活動を進めいく必要があります。

■指定文化財の状況

指定区分	総数	建造物	絵画	彫刻	石造美術	工芸古	史跡	名勝	天然記念物	民俗文化財
国	13	2	2	-	-	1	6	1	-	1
県	16	1	-	2	3	2	6	-	1	1
市	40	-	1	5	3	3	21	-	7	-

平成18年3月31日現在

資料：教育委員会文化課

■文化財講座や職員の派遣回数

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
回数(回)	13	11	12

資料：教育委員会文化課

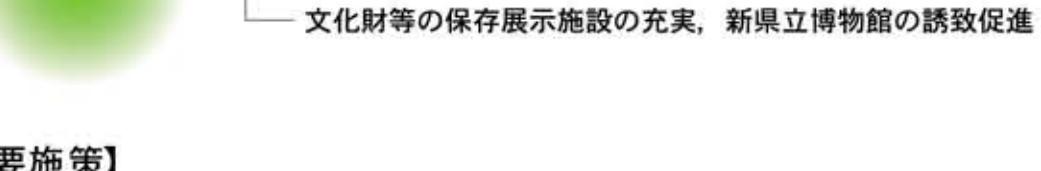
【基本方針】

歴史や風土の中で育まれ継承されてきた歴史的文化遺産・文化財の調査と適切な保護・保存・活用を進めます。

市民が広く郷土の歴史や文化について学ぶことのできる機会を増やして、文化財講座や職員の派遣回数年20回を目指すとともに、貴重な市民の財産として後世に伝えるよう努めます。

古代山城・鬼ノ城をはじめとする文化財の復元など環境整備を進めるとともに、吉備路風土記の丘一帯の歴史的景観の保全に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)保護・保存と活用の推進

①文化財保護法に基づき、開発との調和を図りながら文化財の保護・保存に努めます。

②山手郷土館などの建造物については、国登録文化財への登録とその整備を進めるとともに、市指定文化財の指定基準の見直しを検討します。

③各種指定文化財等について、保存活用に必要な調査を今後とも計画的に進めるとともに、紹介パンフレットの作成、案内板の設置等を進めます。

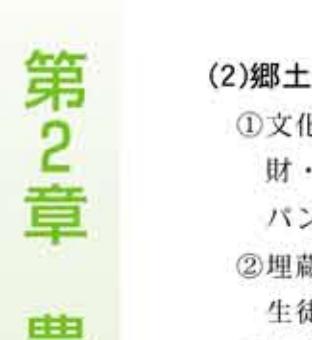
④鬼ノ城については、史跡鬼城山環境整備基本計画に基づき整備を進め、広く一般に公開するとともに遺跡の保護・保全に努めます。

⑤吉備路風土記の丘一帯については、遺跡の保護・保全を図るとともに、関係機関と連携のもと、歴史的景観の保全に努めます。

⑥歴史的景観や歴史的建造物、史跡等については、関係市民の理解と協力のもと保存に努めます。また、作山古墳の調査に向け、準備を進めます。

⑦埋蔵文化財の出土品については、その保存、活用を図るために、収蔵展示機能の充実を図るとともに、歴史的資料については、散逸の防止に努め、保存、活用を行います。

⑧温羅伝説をはじめとする伝説・伝承については、保存、顕彰に努めます。



(2)郷土の歴史と伝統文化に親しむ活動の推進

- ①文化財保護審議会委員等の協力を得ながら、市民を対象とした郷土の歴史や文化財・史跡への見聞を広げるシンポジウム、郷土史講座、史跡めぐり、現地説明会、パンフレットや冊子の作成など活動の充実を図ります。
- ②埋蔵文化財学習の館を活用した体験学習やふるさと探訪学習等を通じて、児童・生徒が郷土の歴史や文化財にふれる機会の拡充を図ります。
- ③伝統文化の保存・伝承のため、指導者及び後継者の育成支援に努めるとともに発表機会の拡充に努めます。
- ④文化財保護活動のリーダー養成に努めるとともに、文化財愛護団体等の組織化及び育成に努めます。

(3)文化財等の保存展示施設の充実、新県立博物館の誘致促進

- ①埋蔵文化財学習の館における展示収蔵の充実や、施設の整備に努めるとともに、文献資料のデジタル化を図ります。
- ②本市の恵まれた歴史と文化を後世に伝えるため、歴史・芸術・民俗・産業などに関する資料を収集し、将来的な施設整備に向けての調査・研究を行います。
- ③古代吉備文化の発信拠点として新県立博物館を吉備路に誘致するため、県立博物館を誘致する会を中心広く運動を展開します。

【協働に向け期待される役割】

市 民	文化財・伝統文化への理解、伝統文化の継承など
N P O 等	文化財・伝統文化の継承の支援など
企 業 等	メセナ活動等による支援など
行 政	文化財・伝統文化の保護・保存、地域文化の情報発信など



7)人権意識

【現況と課題】

人権問題は、人間としての自由と平等にかかわる憲法で保障された基本的人権の問題であり、早急に解決しなければならない重要課題です。本市においても、さまざまな人権問題に対する市民の理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るとともに、心理的差別の解消、心のバリアフリー化に努めることができます。

また、国際的な差別や偏見、いじめ問題など、あらゆる人権問題に対する市民の理解を深め、自由で平等な地域社会を築いていくため、地域や学校、職場などさまざまな機会を通して、すべての人の人権の尊重と個人の尊厳に対する理解と認識を深める人権教育や啓発活動が必要です。

■人権教育指導者育成講座の参加者数

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
参加者数(人)	111	89	106

資料：教育委員会生涯学習課

【主要施策】

(1)人権啓発・人権教育の推進

- ①学校教育においては、人権教育推進体制を確立し、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念についての理解を促すとともに、一人ひとりを大切にする教育を計画的に推進します。また、教職員の資質向上を図るため、研修の充実に努めます。
- ②市民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、市民の自主的な活動の育成支援や広報活動、各種行事の実施などを努めるとともに、啓発教材の充実を図り、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる生活の場で人権教育・啓発活動の展開を促します。
- ③企業に対しては、人権研修会等を実施し、人権意識の高揚を図ります。
- ④人権擁護活動の推進のため、人権教育推進協議会などの関係機関や人権擁護委員、民生委員・児童委員等と連携しながら、指導者の養成や人権相談などの充実に努めます。
- ⑤隣保館や教育集会所、公民館等を活動拠点として実施される啓発活動、交流活動等の活性化を進めます。

【協働に向け期待される役割】

市 民	研修やイベントへの参加
N P O 等	研修やイベントへの参加と実施の協力など
企 業 等	研修やイベントへの参加と実施など
行 政	人権啓発・人権教育の推進など

【施策の体系】

人権意識 ————— 人権啓発・人権教育の推進